

○東秩父村クビアカツヤカミキリ駆除奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村内に生息するクビアカツヤカミキリ（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。以下同じ。）による生態系等に係る被害の防止を図るため、これらを捕殺した者に対して予算の範囲内において交付する東秩父村クビアカツヤカミキリ駆除奨励金(以下「奨励金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 奨励金の交付の対象となる事業は、村内に生息するクビアカツヤカミキリの成虫の駆除とする。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内在住の小学生以上のもの
- (2) 自らクビアカツヤカミキリの成虫駆除を行ったもの
- (3) 東秩父村暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 申請書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと。
- (5) 未成年者は、奨励金の交付時に保護者等成人が付き添うこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金は、駆除したクビアカツヤカミキリの成虫10匹につき500円を交付する。ただし、交付対象者1人につき同一年度において1,500円を限度とする。

(奨励金の交付申請及び請求)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東秩父村クビアカツヤカミキリ駆除奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に駆除したクビアカツヤカミキリの死骸を添えて、村長に提出しなければならない。

- 2 駆除した成虫は、10匹毎に透明なビニール袋に入れて密封し提出すること。
- 3 村長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。
- 4 奨励金の申請受付期間は、村長が別に定める。

(奨励金の返還等)

第6条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付を取り消し、既に交付した奨励金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は村長の指示に従わない

とき。

(遵守事項)

第7条 クビアカツヤカミキリを駆除しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 土地所有者の許可なく、私有地等に立ち入らないこと。

(2) けがのないよう安全を確保してから駆除すること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。